

新型コロナウイルス感染症対策本部（第2回）大臣発言

本日未明、WHOは、新型コロナウイルスに関連した感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。

本日、まず12時から第2回政府対策本部を開きまして、感染症法の指定感染症の政令指定を2月1日に前倒しすることを決定いたしました。更に、先ほど6時過ぎから、第3回政府対策本部が開催されまして、水際対策の更なる強化のための措置として、当分の間、本邦への上陸の申請を踏まえ14日以内に、同国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、上陸を認めないことが表明されました。

国土交通省におきましても、この決定を踏まえて、旅行関係事業者や航空関係事業者などへの周知を図り、社会生活への影響を最小限にするように取り組んで頂きたいとおもいますので、よろしくお願いいたします。

本日、外務省から、感染症危険レベルの引き上げを受けまして、本邦旅行会社に対し、中国全土へのツアーについて中止を含め、慎重な判断を行うよう指示がありました。このことも同様ですが、観光業界を通じて周知徹底するようお願いいたします。また、28日に武漢からのツアー客を乗せた、バスの運転手の方が、新型コロナウイルスに感染するという、具体の事案が発生いたしました。これは初めてヒトからヒトへの感染の事例でございます。フェーズが変わったという認識で、しっかりと取り組まなければいけません。このことを受けて、武漢市からの全ての訪日ツアーの調査を進め、武漢市からのツアーで利用された、バス会社の従業員及びガイドの皆さんに対する健康状態のフォローアップを徹底することを指示します。

観光庁と自動車局を中心に、厚生労働省とともにフォローしていただきたいと思っております。

また、日本政府観光局（JNTO）のコールセンターを10本配置しており、24時間365日24時間多言語での対応体制によりまして、体調不良を訴えられる外国人の方への医療機関の受診を勧めること。また、日本政府観光局（JNTO）公式ツイッター等でも、すでに手洗い・うがい・マスクの着用等の対策ポイント等の情報発信を進めております。

訪日外国人旅行者の健康確保の取り組みの周知を図っていくことは、極めて重要と考えており、本日の政府対策本部においても、私の方からそうしたことを指摘させて頂きました。

この点につきましては、本日、担当局からプレス発表したところでございますが、コールセンターの件を含めてチラシを作成して、あらゆる交通機関事業者、観光旅館・ホテル業界を通じまして、日本に滞在されている、訪日中国人の皆さん全員にそのことが伝わるよう執念をもって取り組んでいただきたい。国土交通省の責任として、対策を打っていきたく思いますのでよろしくお願いいたします。

総理からは前例にとらわれず、やるべき対策を躊躇なく実行し、国民の皆様の命と皆様の健康を守ることを最優先に柔軟かつ機動的な対応を進めて頂くよう指示がありましたので、国土交通省全職員に向けての指示と受け止めてしっかり万全な対策をとって頂きますようよろしくお願いいたします。